

## 第9回 京都市人権文化推進懇話会

- 1 日 時 平成22年7月16日(金) 午後3時～午後5時
- 2 場 所 京都市市民生活センター4階 研修室
- 3 出席者 安藤座長, 坂元副座長, 康委員, 栗本委員, 杉原委員, 谷垣委員  
安澤委員
- 4 内 容

### 【事務局】

ただいまから、第9回人権文化推進懇話会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方に、大変お忙しい中、また、お暑い中を御出席いただきましてまことにありがとうございます。

私、司会を務めさせていただきます人権文化推進担当部長の淀野でございます。よろしくお願い致します。

なお、非常に暑い状況でございますので、クールビズということで、どうぞ上着のほうも脱いでいただいたら結構かと思えます。

それでは、開会に当たりまして、京都市を代表致しまして、山岸吉和文化市民局長から御挨拶を申し上げます。

### 【山岸文化市民局長】

皆さんこんにちは。京都市の文化市民局長の山岸と申します。

本日は、大変お忙しい中、京都市の人権文化推進懇話会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。梅雨末期の大雨ということで、昨日までは警報が出っぱなしというような状況でございました。雨が降らないと暑いということで、しかも今日は祇園祭の宵山ということで、こちらへ来られるときも多くの方がおられたと思えます。そういうお出ましくい中、委員会に御出席いただきましたことを厚くお礼申し上げます。

また、委員の皆様には、日頃から安藤座長をはじめ先生方には、京都市の人権行政に多大なお力添えを賜っておりますことを重ねてお礼を申し上げます。

本市では、「人権文化の息づくまち・京都」の実現を目指しまして、幅広い分野で人権施策の推進のための取組を進めているところでございます。

ただ、現在の社会状況を見ても、子ども・高齢者に対する虐待や女性に対する暴力、学校・職場におけるいじめなど、さまざまな分野で、いわゆる社会的な弱い立場にある人々の人権が十分に保障されていない、あるいは意識されていないというような事象も見受けられるところでございます。また、犯罪に巻き込まれた犯罪被害者の多くは十分な支援を受けられていないなど、新たな人権問題も生じてきているところでございます。京都市でも犯罪被害者に対する具体的な支援策、また条例化も含めた検討を本年度行うこととしたところでございます。

皆様方には、これまでから人権文化推進計画、皆様方のお力を得て平成17年3月に策定したものでございますが、この計画に基づきまして、全庁を挙げて人権施策に京都市としても取り組んできたところでございまして、そして、前回の懇話会、今年3月に開催さ

せていただきました懇話会において、委員の皆様方にも御承認いただきまして、計画策定から5年間が経過した間に社会の状況も変化していることも踏まえまして、本年3月に計画の全面的改訂をしたところでございます。

京都市全体と致しましても、今年度中には、今後10年間の京都の未来像と主要施策を明示した京都市基本計画を策定する大変重要な時期でございます。現在、その作業を進めているところでございますが、この基本計画におきましても、時代のニーズに的確に対応した人権施策を推進していくことを、明記していきたいと考えているところでございます。併せて分野別のいろいろな分野の人権に関する計画についても、改訂の作業を進めているところでございます。

本日の会議では、次第でも案内しておりますとおり、人権文化推進計画に係る昨年度の取組実績及び今年度の事業計画について御説明をさせていただきたいと存じます。また、平成21年3月に提出を受けました同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会報告書を踏まえた改革・見直しの進捗状況につきましても、併せて御報告させていただきたいと存じます。

これらのほかにも各人権課題を所管しております担当部局も出席しておりますので、委員の皆様方からは多くの御意見をいただきますようお願い申し上げます。懇話会開催に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

#### 【事務局】

ありがとうございました。それでは、当懇話会の座長及び副座長につきましては、委員改選後最初の開催でありました前回の第8回の懇話会におきまして御選出をいただいております。今回の懇話会につきましても、引き続き安藤委員に座長、坂元委員に副座長をお願いしたいと存じます。

それでは、早速ですが、懇話会の議事進行につきまして、安藤座長をお願い申し上げます。安藤先生、よろしくお願い致します。

#### 【安藤座長】

御紹介いただいた安藤です。祇園祭は蒸し暑いさなかにやるということで定評がありまして、今年はそれに加えて集中豪雨、いわゆるゲリラ豪雨という状況が昨日まで続いておりましたけれども、今日は幸い雨のほうはなくなって、蒸し暑さは残っております中、委員の皆様方それぞれお忙しい中御出席いただきありがとうございます。

次第にありますように、主な議題としては二つです。一つは、今御挨拶にありましたように、京都市人権文化推進計画の昨年度の取組実績の報告、そして、それを踏まえて本年度22年度の事業計画、こちら側の新しい点を中心にまず御報告いただいて、その上で委員の皆様からコメント、御質問をいただくということになっております。それから、もう一つは前々回から続いておりましたが、京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会の御報告を踏まえてどのような改革が実現されてきたかと、その進捗状況の御説明、これも委員の方々から御質問ないしコメントをいただく予定でおります。

それでは、最初の議題である「京都市人権文化推進計画 平成21年度取組実績及び22年度事業計画」について、事務局から御説明させていただきたいと思っております。説明に先立っ

て配付資料の確認をお願いします。

#### 【事務局】

それでは資料の確認をさせていただきます。お手元の資料ですが、【資料1】の「京都市人権文化推進計画 平成21年度取組実績及び22年度事業計画」というかなり分厚い冊子がございます。その後に添付資料と致しまして、「京都市人権レポート」と「京都市人権相談マップ」というパンフレット、冊子が2種類あるかと思えます。それと【資料2】と致しまして、「コミュニティセンター転用計画の概要」という2枚組の資料がついているかと思えますが、よろしいでしょうか。

(各委員が資料確認)

それでは、議題の説明に入らせていただきたいと思います。

この人権文化推進懇話会は、効果的な人権施策の推進に向けて、外部の視点から客観的に本市人権施策の進捗状況の確認、点検、評価をお願いしておりまして、本日の議題(1)につきましては、この【資料1】に基づきまして、21年度の実績と22年度の実業計画について御報告させていただきたいと思っております。

この事業計画につきましては、冒頭に局長からも御挨拶させていただきましたように、平成17年3月に策定し、そしてまた22年3月に改訂致しました人権文化推進計画、このうちの第4章の「計画の推進」というところにおきまして、毎年度具体的な事業計画書を作成し、施策の実施状況の点検を行うというふうに定めております。こういったことから、18年度以降、毎年作成致しまして、この懇話会において御報告を致しているところでございます。

そして、議題(2)につきましては、座長からも御紹介いただきましたように、いわゆる総点検委員会の報告書に基づいた改革・見直しの進捗状況の御報告となっております。この取組状況につきましては、第6回目の懇話会以降、何度か御報告を申し上げてきたとおりでございますけれども、この総点検委員会につきましては、市民の同和行政に対する不信感を払拭し、真に同和問題の解決を図るため、同和行政終了後の行政のあり方について御議論いただいた委員会でございまして、平成21年3月に報告書をいただいたものでございます。本日は、その報告書において提言のありました六つの項目に関しまして、提言内容を踏まえた改革・見直しの進捗状況を御説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

資料の確認と議題の説明は以上でございます。

#### 【安藤座長】

ありがとうございます。それでは、議事に入りたいと思ひます。

お気づきと思ひますけれども、今日は石元委員、松本委員、それから安田委員が御出席いただいております。これは、大学では(学生のころは、先生は夏休みも春休みもあっていいなと思ひていたのですが、実際職についてみるとそれはいわば)稼ぎ時で、普段できない研究を進めたり、それから学期の締めくくりにあたりますので、実は7月いっぱいはそのうちのほうでも手いっぱいであり、そういう意味で、祇園祭ほどではないのですが非

常に忙しい季節でありまして、3人の先生それぞれの御事情で今日は御出席いただいております。なお、安田委員からはペーパーでコメントをいただきましたので、これは後ほど適切な折を見つけて御紹介したいと思います。

それでは、まず、第1の議題である「京都市人権文化推進計画 平成21年度取組実績及び22年度事業計画について」の説明を、事務局からお願いします。

#### 【事務局】

それでは、私は文化市民局人権文化推進課長の川端と申します。失礼をお許しいただきまして、着席のまま御説明させていただきます。よろしくお願ひ致します。まずは、お手元の【資料1】によりまして、議題(1)のほうの説明をさせていただきます。

先ほども説明がありましたとおり、「京都市人権文化推進計画 平成21年度取組実績及び22年度事業計画」につきましては、京都市人権文化推進計画に基づき、毎年各局・各区で実施している取組について、一体的に進行管理を行うため取りまとめたものでございます。この取組実績及び事業計画は、重要課題別の取組と各局区別の取組で構成しております。重要課題別の取組は、女性や子ども、高齢者など、人権文化推進計画に掲げる人権上の重要な課題として位置づけた九つの重要課題に関しまして、個別の重要課題ごとに現状と課題、22年度における主な取組を記載しております。また、各局区別の取組は、人権文化推進計画や各局区の分野別計画に基づく人権文化の構築にかかわる事業について、局区別に21年度の取組実績と22年度の事業計画を一覧にして新規事業を各局区のトップに掲げ、それぞれできる限り詳しく記載しております。

それでは、お手元の資料を2枚めくっていただきまして、右側のページの下の方の○の部分をご覧くださいませでしょうか。平成22年度につきましては、425件の継続事業、18件の改善事業、7件の新規事業、計450件の事業に取り組むこととしており、昨年度の取組事業数471件と比べて21件の減少となっております。しかし、これは昨年度まで各コミュニティセンターを所管する区及び人権文化推進課におきまして、コミュニティセンターの事業運営という項目を掲げておったところですが、来年度にコミュニティセンターを新たな施設に転用していくことを念頭に、「総点検委員会を踏まえた改革」という項目に集約をしたことによって16件減少しております。そのほか、人権同和行政促進協議会からの脱退といった事業の見直しですとか、重複する事業の統合などにより、件数が減少したものでございます。

次に、平成22年度に新たに実施する事業7件につきまして、概要を御説明させていただきます。まず1点目、京都市国際文化交流大使についてでございますが、外国籍市民の社会参加を促進するとともに、市民がさまざまな文化や言語、生活習慣に触れることを目的として、京都で暮らす外国籍の市民を国際文化交流大使に任命するものでございます。任命された交流大使には、市内の各種団体や地域、学校の催しなどに出向いていただき、講演や文化紹介を行っていただき、それぞれの国の歴史、文化、生活との触れ合いを通じて交流を深めていただくという事業でございます。

2点目は、ドメスティックバイオレンス基本計画の策定及びDV相談支援センターの設置に向けた取組でございます。本市におけるDV被害者の支援策を取りまとめた「DV基本計画」(仮称)の策定を今年度中に予定をしておりますほか、「DV相談支援センタ

一」（仮称）を平成23年度に設置することを予定しており、それに向けた施設整備や関係機関との調整を進めていく事業でございます。

次に、犯罪被害者支援策の調査・検討でございますが、犯罪被害者を社会全体で支え、ともに将来に目を向けて歩いていける社会を築くために、犯罪被害者支援策の調査・検討を行うものでありまして、今年度に策定する次期生活安全基本計画と連携しながら、実務関係者の研究会を設置のうえ、特化条例を含めた具体的な犯罪被害者支援策を研究して、平成23年2月市会での条例提案を目指す事業でございます。

次に、H I V検査普及週間における検査・啓発体制の拡充でございます。H I V検査につきましては、各区保健所で平成5年度から実施していた無料検査に加えまして、平成17年度から下京保健所で夜間検査を、また、平成19年度からは京都工場保健会御池保健センターで休日検査を実施しているところでございますが、今年度は新たにウィングス京都で夜間即日検査を実施するほか、国が提唱しております検査普及週間におきまして、H I V検査相談体制を拡充するという事業でございます。

そのほかに上下水道局におきまして、お客様サービス窓口コーナーや営業所等の18箇所に耳マーク、いわゆる聴覚障害者のための耳マークを表示した案内板や筆談用具を設置して、外勤職員が筆談用具を携行する聴覚障害者への窓口支援事業ですとか、上京区役所で実施を致します人権パネル展示、夏休みに親子で盲導犬総合訓練センターを訪問して研修会を実施する夏休み親子人権バスツアー、といった事業がございます。

次に、重要課題別の取組について御説明をさせていただきます。【資料1】を2枚ほどめくっていただき、1-1ページをご覧くださいませでしょうか。まず、各重要課題に共通する事項と致しまして、全般的な取組を挙げております。主には、市民、企業に対する啓発活動等について記載をしておりますが、資料の1-2ページ、五つ目の○にございませとおり、事業計画で掲げさせていただいた事業の中から一部をわかりやすく紹介する「京都市人権レポート」を発行しているほか、次の○にございませけれども、市民が抱えている人権上の問題について適切な機関に相談できるよう、京都市の相談・救済に関する機関や制度をまとめた「京都市人権相談マップ」を発行しております。お手元に、今年3月に作成配布致しました人権相談マップ及び人権レポートをお配りしておりますので、御参照いただけますでしょうか。人権相談マップにおきましては、本懇話会でも御意見をいただいておりますが、例えば「こんなときに御相談ください」として、セクハラに悩んでいるときとか、子どもに関するいじめでお悩みのときなど具体的な相談例を示して、ウィングス京都、児童福祉センター、長寿すこやかセンターといった各相談機関を女性、子ども、高齢者等の重要課題別に分類して紹介しております。また、今年3月発行の第4号となります人権レポートでは、人権啓発サポート制度や児童虐待防止SOS専用電話の設置、一人暮らしお年寄り見守りサポーター等の取組を紹介しております。本年度も事業計画で掲げられております事業の中から、その一部を紹介させていただくことを予定しております。

次に、各項目についてでございます。まずは資料の1-3ページをご覧くださいませでしょうか。女性に関する取組と致しましては「きょうと男女共同参画推進プラン」の策定に向けた取組がございませ。これは平成23年度からの新たな第4次計画として今年度に策定を予定しております。昨年度は、策定に向けて市の附属機関であります京都市男女

共同参画審議会で審議をいただくとともに、市民アンケートを実施しておりましたが、今年度はパブリックコメントの実施を予定しております。また、1-4ページ二つ目の○にございますとおり、男女が性差や世代を超えてともに支え合う社会を築くためのさまざまな課題を討議する場として、「日本女性会議2010 京都」の開催を本年10月に予定しております。分科会や交流会、記念講演、門川市長も参加されますパネルディスカッション、体験型視察でありますエクスカッション等の催しが3日間にわたって京都市で繰り広げられ、初日であります10月1日の第3分科会では、企業の社会的責任SRをテーマに企業向け人権啓発講座の一つとして位置付けて実施をしております。

次に、子どもに関する事業でございます。資料の1-5ページをご覧くださいませでしょうか。22年度の主な取組と致しましては、一つ目の○に「第2児童福祉センター（仮称）等基本構想」の策定がございます。これは警察等関係機関との連携強化や相談・支援へのニーズの増加、複雑化、隙間のない支援の確立といった今日的な課題の解消に向けた取組を推進するため、改進黨コミュニティセンター本館と第2福祉センターを活用して、地域南部の拠点となる児童福祉センターを設置するものでございまして、6月30日に基本構想を発表したところでございます。また、三つ目の○になりますが、次代を担う子どもたちが、健やかに生まれ育つ社会を目指すための行動規範と致しまして、平成19年2月に制定をしました「子どもを共に育む京都市民憲章」を普及啓発するとともに、より一層の推進を図るため、「子どもを共に育む京都市民憲章」を推進する条例を今年度中に制定することを目指して、取組を進めているところでございます。

次に、高齢者に関する取組でございます。1-7ページをご覧ください。主な事業と致しましては、地域の関係者や介護サービス事業者を中心とした「早期発見・見守りネットワーク」、福祉事務所や地域包括支援センターを中心とした「保健医療福祉等介入ネットワーク」、長寿すこやかセンターを中心とした「専門機関ネットワーク」を構築して高齢者への虐待を防止するほか、介護保険の要介護認定で要介護状態にない高齢者につきましても、緊急一時的に避難できる場所の確保を図り、高齢者の生命・身体の安全の確保を図る虐待シェルター確保事業といった事業がございます。

次に、1-9ページでございます。障害のある人に関する事業につきましては、まず、一つ目の○でございますけれども、みやこユニバーサルデザインシンボルマークの普及に向けた取組がございます。これは、だれもが利用しやすいサービスを提供することを宣言した店舗等に、人にやさしいサービス宣言ステッカーを交付するものでありまして、さらにこれらの店舗の取組状況をホームページ等により周知をし、サービス分野におけるユニバーサルデザインに対する市民、事業者の関心を高め、だれもが利用しやすいサービスや店舗の普及につなげることをねらいと致しております。次に、三つ目の○でございますが、これは京都市役所における職場実習及びチャレンジ雇用の拡充がございます。昨年度は、知的障害及び精神障害のある方8人に対して職場実習を行い、うち2名をチャレンジ雇用により職員として採用しておりますが、今年度はさらに身体障害及び発達障害のある方にまで対象を広げ、職場実習の受入人数も倍の16人と拡大をしております。ちなみに、受入課につきましては、人材活性化推進室、人権文化推進課、障害保健福祉課、身体障害者リハビリテーションセンター、児童福祉センター、こころの健康増進センター、教育委員会事務局調査課及び総合育成支援課、右京中央図書館の9箇所となっております。さらに

本年度の主な事業と致しまして、京都市障害者相談員の創設が四つ目の〇でございます。これは現在の身体障害者相談員制度及び知的障害者相談員制度を廃止致しまして、精神障害を加えて三障害対応型の新たな制度として創設するものでございます。

次の1-11ページ、同和問題につきましては、議題（2）のほうで詳しく説明させていただきますが、人権文化推進計画につきましては、先ほどからございましたとおり、これまでの取組によって同和問題の解決に向けて大きく前進していることから、昨年度末に現状認識の項目を全面的に改めております。また、今後の施策のあり方の項目につきましても、まちづくりや保育等の項目を削除致しまして、教育啓発としてひとくくりにして、今日までの大きな成果を損なうことのないよう、啓発を中心とした施策を推進する内容に改訂致しております。各項目の進ちょく状況につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

次に、外国人・外国籍市民についてでございます。1-13ページをご覧ください。これは前年度までの外国籍市民施策懇話会を拡大する形で「京都市多文化施策懇話会」というものを開催しました。これは学識経験者及び外国籍市民と、新たに外国にルーツを持つ市民を委員に加えて組織した懇話会でございます。会議等を年4回開催した上で、外国籍市民等に関する諸問題につきまして調査・審議をし、本市が取り組むべき課題等への意見を求めることを予定しております。

次に、感染症患者等でございます。1-15ページでございますが、世界エイズデー関連啓発事業がございます。市民一人一人がエイズについて正しく理解し、エイズの蔓延防止と患者・感染者の差別・偏見の解消を図ることを目的として、街頭キャンペーンやポスター掲示、啓発冊子の配布等の取組を行います。

次に、ホームレスに関する主な事業と致しましては、ホームレスに対し、長期的な支援や相談を実施して自立に向けた意欲を喚起し、安定した生活につなげていくホームレス訪問相談事業がございます。また、中央保護所の運営を見直し、直ちに居宅での生活を送ることが困難な方に対する支援体制を構築し、さらに1-17ページにもございますとおり、多重債務など法律的な問題を抱え、自立が阻害されているホームレスへの支援策として、ホームレス無料相談を京都弁護士会の協力を得て、毎月1回実施することとしております。

重要課題別の取組の主なものにつきましては、以上でございます。

ただいま御説明致しました「京都市人権文化推進計画 平成21年度取組実績及び22年度事業計画」につきましては、各局区が情報を共有し、連携した効果的な取組となるよう、年度当初に策定をして、各局区の長で構成されます京都市人権文化推進会議において平成22年6月30日に承認をされております。また、例年ホームページでも公開をして広く市民に周知をしております。今回もホームページでの公開を行うこととしております。

以上で議題（1）の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

#### 【安藤座長】

ありがとうございました。非常に大部な報告書で、しかもテーマ別に加えて後ろのほうに局区別等の説明も表にしてございますので、いろいろな御指摘をいただけたらと思います。

安田委員のコメントを紹介しますと、「私の専門の女性問題の領域で気がかりな点があ

ります。京都市は医療が進んでいる状況にもかかわらず、新生児の死亡率等の改善は今後とも重要な課題であると存じます。子どもにも関係しますけれども、過激な風俗店も増加しているようです。根源的な女性の性の権利の擁護についてのさらなる支援をお願いします。」というコメントをいただいております。

多岐にわたりますけれども、お気づきの点から御自由に御質問、コメントをお願いしたいと思います。

#### 【坂元副座長】

女性のところで、表現がこれでいいのかなと思うのですが、1-4ページの「働く女性のこころの健康相談」の後に「男性相談」などの相談事業を行うとなっています。これが何を言いたいのかがちょっとわかりづかったものですから、この中身を少し教えていただければと存じます。

#### 【安藤座長】

ありがとうございます。内容が重なるものがあると思いますので、質問が出そろってから回答をお願いします。委員の方はご質問をどうぞ。

#### 【谷垣委員】

子どもの分野で数値を教えてくださいなのですが、最近特に児童虐待に関係のある事件がどんどん品をかえ次々出てきますので、本当に驚いています。京都市で受け付けられた虐待に関する通告件数ですが、1-5ページでは、平成20年で824件となっており、ずっと後の「2 各局区別の取組」の2-25ページに平成21年度の件数が出てくるのですが、そこでは児童虐待防止SOS専用電話の設置に関して、平成21年度の受付件数が1,358件と出ています。ちょっとこれは数値のとらえ方なり解釈の仕方が一緒ではないのではないかなと思うのですね。電話でどんどん相談を受け付けて、それから、児童相談所へ直接通告した、と見たとしても通告件数が20年度は824件、21年度は1,358件となっており、両者を並べてみれば件数が増えているというだけでなく、ちょっと中身が違うような気がするのです。このまま同じ数字としてとらえていいものかどうか、質問です。

#### 【栗本委員】

女性のところに関してですが、ざっと拝見した印象として、DVの対策にすごく力を入れておられるなというふうに思うのですが、それは別の言い方をすれば、そのほかはどうなっているのかというのが大変見えにくいです。特に先ほどおっしゃられた児童虐待との対比でいうと、予防的な側面としての女性の権利に関する啓発ということに関する記述が極めて弱いなというふうに思うので、DVの予防としてのそういう全体意識とかにかかわるような取組、恐らくウィングスの講座などでされていると思うのですが、ちょっと資料にはわりと事後的な、被害者をどうケアするかというところにちょっとウェイトがやや置かれすぎているかなと思います。児童虐待と同様にDVについても被害者に対する理解とかというのはまだまだ弱いので、そのあたりは啓発とか予防がどうなっているのかなとい

うのを思ったのがまず1点です。

子どもに関しては、これも全体的な印象なのですが、今度はこれも先ほどの女性のところと似ているのですが、子どもを虐待とかいじめなどのいろいろな人権侵害から守るという側面が前面に打ち出されていて、子どもの権利に関しては、子どもの権利条約以降、やはり権利主体としての子どもということが重視されるようになってきていると思うのですが、そういう観点からの取組というのがちょっと見えてこないなというふうに思います。最近、市民団体、NPOなどでも子ども自身が権利主張できるように、それこそ虐待とか暴力に遭いそうになったときに、自分で身を守ったり、自分自身が信頼できる大人に相談したりするようなプログラムというのが盛んに行われるようになってきているので、そういったところとの連携、そういう市民団体との連携も含めて、子ども自身のエンパワーメントというふうなアプローチももっとあっていいのではないのかなというふうに思いました。

障害のある人にかかわってのユニバーサルデザインで少し気になったのが、主にユニバーサルデザインといったときに、肢体不自由の方々のバリアというふうなことにウエートが置かれているのかなというふうに思って、例えば、盲とか、聾とか、発達障害とかというふうなことでさまざまなハード的な対応で解決できることがあると思うのですね。新規事業のところ、上下水道局が耳マークを作ったりとかいうのがありましたけども、そういったことが全般に「高齢者」の項目で都市計画局さんが書かれているバリアフリーの記述を読むとちょっと見えてきにくいので、ぜひそのあたりもというふうに思いました。

感染症の記述に関して1点疑問なのですが、現状と課題のところ、1-15ページの冒頭に、世界各国でHIV感染者・エイズ患者が急増する中という記述があるのですが、私の理解では、先進国で増加しているのは日本だけというふうに言われていて、途上国では非常に患者が増えているのですが、先進国で日本だけ増えているというのは、日本の場合の特徴的なかなり深刻な問題なので、世界的に増加しているという認識がもしあるのであれば、それはちょっと御確認を（もしかしたら私の情報が古いのかもしれないのですが）いただいたほうがいいのかというふうに思います。

また、この項目ではHIV・エイズというふうなことではなく感染症患者というふうに書かれている点から言えば、昨年から今年にかけての事情を鑑みると、新型インフルエンザの流行などの際に、特に関西方面とか大阪とかで学校での感染が出たときに、バッシングを含めて人権にかかわるような状況というのが非常に大きく起こって、私たちは、ハンセン病とかHIVとかへの病に対する偏見というのは、やっぱり社会として克服できていないというふうな思いを強くしましたので、感染症といえば、HIV・エイズということではなくて、せつかく感染症というカテゴリーで書かれているのであれば、きっとこれからもさまざまな病気の流行とか、それに基づく偏見とかというものが起こる可能性があると思うので、そこにもちょっと触れていただけるといいかなというふうに思いました。

あと最後の「その他の課題」のところは、本当にその他なので何でも含まれてしまうということで難しいのかなというふうに思うのですが、新たな人権課題というのがちょっと分かったような分からないような感じがしていて、京都市ならではのアプローチとして、新たな人権課題として中心的に取り上げようとしていることは何でしょうか。資料に具体的に挙げられている項目がそうなのかなというふうに思うのですけれども、私自身は、そ

の人権課題ということと言うならば、資料に挙がっていないものとしては、セクシャルマイノリティーの問題として、性同一性障害への関心が非常に高まっているのですが、いまだに同性愛者やその他のセクシャルマイノリティーに対する理解がまだまだ弱いので、セクシャルマイノリティーという性と性同一性障害というふうにならないように、もう少しほかのセクシャルマイノリティーの課題についても取り上げられたらいいなというふうに思うことと、あと犯罪被害者の権利というのが言われるようになったのは大変いいことだなと思うのですが、一方で刑了者というか、刑を終えて出所した人たちの社会復帰というのもこの間大きな社会的問題になってきていると思います。京都市内には施設建設にかかわってのいろいろな課題とかもあったように伺っていますので、刑を終えて出所した人たちに対する理解などの人権課題というのも大事ななというふうに思いました。ざっと気がついたところです。

#### 【杉原委員】

障害のある人のまとめのところで少しお聞きしたいことがあります。1－9ページですね。ちょっと各論に入ってしまうかもしれないのですが、少しわかる範囲で教えてほしいのですが、項目の説明のところ、チャレンジ雇用については先ほど説明いただいたので、おおよそ概要はわかりました。ただ、その上の京都市障害者就労支援推進会議のことについてなんですが、私は個人的には非常にこれに期待をしているのですが、施設の関係者も行政関係者も恐らく企業、会社の人たちも入っての連絡会議だと思いますが、ここの実態がわかれば少しお願いしたいなというのと、それから、障害者雇用については、今まさに国策の一つになっていると思うのですが、会社側の受入れが非常に難しい状況があるのはそうだと思うのですが、障害者権利条約で合理的配慮という言葉が使われています。これは障害者の採用であるとか、あるいは雇用継続についてさまざまな理のこなしの配慮や調整を行うということですが、これをこの推進会議でもう少し議論をしていただくとか、あるいは会社に対して働きかけができるような、市としての何かの施策というふうなことが考えられないかなというふうなことをちょっと考えたりしています。そういう点について少し御意見をいただければうれしいなというふうに思います。

それともう一つは、1－10ページのところなのですが、障害者の相談員制度で三障害を対象にした新たな京都市障害者相談員のイメージがもうひとつつかなかったのです。従来の身障あるいは知的の相談員というのはよくわかるのですが、それに精神障害者も含めて相談できる体制の整備ということだと思うのですが、なかなかそういったすべての三障害に対しての相談員というのは非常に難しいのではないかなというふうに思っています、少しイメージを伺えたらうれしいなというふうに思いました。

それから、ちょっと読み飛ばして、栗本委員がおっしゃらなかったら僕も言うつもりはなかったのですが、感染症のところで、確かにH I Vの指摘はかなりあるのですが、それ以外の指摘がほとんどないというのが正直なところちょっと気になりました。新型インフルエンザについても栗本委員がおっしゃったのですが、実は私も去年新型インフルエンザでは予防の対象になった経験があります。というのが、精神保健福祉士の実習訪問で四国のほうに行ったときに、私が京阪神から訪問に来たので、その病院は京阪神から来られたお客さんは院内で面接してはならないというふうに院内での面接を拒否さ

れまして、蔓延している時期なのでそういうこともあるかな、恐らくその病院を管理している都道府県からそういう指示があったのだろうというふうには思いつつも、何かちょっと隔離されたというか、違和感を持ったところがありました。そういう点で言うと、こういう感染症がはやっているときの配慮とかというふうなことをどうしたらいいのかなというのを、栗本委員の意見を聞きながら素朴に感じたところです。以上です。

#### 【安藤座長】

ありがとうございます。ほかの委員からも、もしお気づきの点がありましたらどうぞ。

その前に私から申し上げますと、1-7ページの、いわゆるボケ老人対策ですが、具体例とか数字をちょっと教えていただくとイメージがしやすいのですが、原則だけの御説明だったので、もし何かそういう点で付け加えることがありましたらお願いしたいと思います。

ほかにはございませんか。康委員どうぞ。

#### 【康委員】

1-13ページの外国人・外国籍市民のところなのですが、国際化推進室で「外国籍市民施策懇話会」が「京都市多文化施策懇話会」に名称変更といますか、新たにスタートしたということなのですが、その趣旨というのが、もうちょっとここを読んだときに、どうして名前が変わったのかなということが広く理解されるような書き方を、もっとしていただけたらよかったですのではないかなということを思っています。要するに今まで外国籍市民というふうに国籍でもって区別していたというか、カテゴライズしていたものが、今は日本国籍者の中にも、日本国籍を取得するという形で今は日本国籍になったけれども、もともと外国にルーツを持っていたという方がいらっしたり、又は日本人と外国人との結婚によって二重国籍、それによって日本国籍を持った子どもが生まれてきたけれども、ルーツの半分は日本で半分は外国であるというような方がとても増えたりしているという現状がありまして、しかもこれからの多文化共生ということを考えていくときに、従来のように外国籍の人と日本国籍の人とが共生するというだけでは不十分で、本当に多様な方がいろいろいらっしたり、外国籍の人にも国籍がいろいろであったり、在住の資格がいろいろであったりという意味での多様性がありますけれども、実は日本国籍の人たちの中にも外国にルーツを持っている人がたくさんいます。これからは、そういう人たちのことも含めて問題を考えていかないと、日本国籍を取得したから問題が終わりではなくって、やっぱり学校に通う子どもたちが自分たちのアイデンティティについて悩んでいたとか、また自分の中にある外国のルーツからきている文化を大切にしたいという気持ちとか、又はそれをどういうふうに大切にしたらいいのか分からなかったり戸惑っていたり、また差別を受けてしまったりというふうなことが現状あるわけですから、そういうことも含めた施策を考えていかないといけないということでの名称変更だったようにお聞きしていたと思います。ただ、資料を読んでもそういうところが全然見えてこないといいますが、多分変わったのは、今まで「外国籍市民が」と書いていたのを「外国籍市民等が」となっているだけで、ほかは何も文章が変わっていないということなのではないかなということを感じました。逆にこれでしたら、外国籍市民施策じゃなくて多文化施策になって

しまうことによって、逆に何が問題なのかわかりにくくなったみたいなことになってはいけないなと思いますし、いつも申し上げておりますけれども、ニューカマーの外国籍市民の問題とオールドカマーといますか、私のような特別永住者の問題とやっぱり両方大切にさせていただく。さらに日本国籍であるけれども外国にルーツを持つという人のことも含めて考えていく。そういうふう大きく考えるだけでも、三つはイメージがないといけないのかなということを思ったりするのですけれども、ちょっと資料を読んでいてもそういうことがあまりわからなくて、行政サービスとか、通訳の問題とか、大体見ていると、主にニューカマーの問題だけに終始してしまっているような感じを受けましたので、ちょっとそこを考えていただきたいなと思いました。

#### 【安藤座長】

ありがとうございます。それでは、かなり具体的な問題が幾つか出ていますので、とりあえず順不同というか、担当課を含めてお答えいただきたいと思います。

#### 【障害保健福祉課】

障害のある方に関する部分の御質問等について順不同でお話しますけれども、一つ、障害のある方の就労支援の関係の御質問があったと思います。ここに記載されております京都市障害者就労支援推進会議というのが、経済団体でございますとか当事者団体、事業者団体、我々行政の機関、いわゆる支援機関等々、34の団体と4人の学識経験者が集まりまして、就労支援の環境づくりを進めていこうということで昨年8月に結成をした会議でございます。会議そのものについては、大所帯でございますので、年に2回ほど総論的な話をする場というふうな形になっておりますけれども、具体的な幾つかのテーマに取り組んでいくために、六つほどの部会を設けてございます。その中には、例えば、就労支援ネットワークの実を挙げるための連携の方策を検討していくための部会でございますとか、あるいは総合支援学校の卒業生の進路を開拓するための（これは現にこれまでも教育委員会等で取り組んでおった部分ですが）連絡のための部会ですとか、年にそれぞれ数回ずつ会議等を開いているという状況でございます。今年度、そういうふうな経済団体も含めて連絡会議として有効な活動をしようということの一つに、資料には記載はされておられませんけれども、障害のある方の職域を拡大していくための取組として、これから障害がある方を雇用していきたいという意欲のある企業等々の皆さんを対象に研究会、セミナーというふうなものを開催していく職域開発推進事業というものも、今年度の新規事業として取組を予定しており、そのような事業については、例えば、商工会議所でございますとか、経営者協会さんでありますとか、経済団体さんの御協力をいただいて実施をしていく予定になっております。

それに関連して、雇用の分野での合理的配慮についてどういうふうな議論が行われているかという御質問がございました。御存じのように、ここで言っている合理的配慮というのは、障害者権利条約の中に盛り込まれている新しい概念でございます。それぞれ職場に限定せず、社会のいろんな分野で適切な支援環境あるいは配慮がなされた環境の中で、障害のある方が働いたり暮らしたりしていくという、そういうふうなことを目指している一つの概念でございますけれども、雇用の分野における合理的配慮については、国におい

て雇用に限らず教育であるとか福祉であるとか、そういうふうな障害のある方の全分野にかかわっての制度改革のための大きな会議が持たれて、現在非常に活発な議論がされています。平成25年8月ぐらいまでをめぐりに、福祉・教育・労働、そういった分野全部を含めた権利条約批准のための国内法の総整備に向けて今議論がされておりまして、雇用関係、労働関係の議論もそこで行われてございまして、我々としては、そのような議論の推移を受けて、新たな国内法整備を見定めながら、京都レベルにおける議論も進めてまいりたいなというふうに思っているところでございます。今のところは、市レベルでできるだけそのような新しい概念も、知識として普及をしてみたいというふうに思っているところでございます。

それと二つ目に、障害者の相談員制度に関する御質問がございました。これは従来、いわゆる身体障害の相談員、知的障害の相談員というそれぞれ別々の制度が昨年度までございまして、それも相談員さんに個人的に委嘱をして相談活動をよろしく願いますというちょっと不親切な内容でございました。今年度、それぞれの個別単位の相談員制度をいったん廃止致しまして、ここで言っている三障害対応型というのは、精神分野の相談に応じることができる相談員さんも入れて三障害対応ということで、1人の相談員さんがいわゆる三障害対応をするという意味ではないのですが、制度として三障害対応をするということとしました。ただ、重複しているような障害の対応等いろんなケースが当然ありますので、相談員さん同士が横の連携をしてつないでいったりできるような活動ができるようにということで、相談員さんの連絡会を新たに設けるということと、当事者団体の御協力等をいただいて、後方支援活動ができるようにバックアップのための新しい仕組みを、今年度導入するというような取組を行うものでございます。

それと3点目に、これは障害のある方だけに限らない話ですが、ユニバーサルデザインのお話がございました。京都市の取組が肢体不自由の方を中心にした取組という印象があるというふうなお話でしたけれども、もちろんユニバーサルデザインそのものが障害というものに限定せずに、子どもであるとか、あるいは高齢の方、広くどういうふうな立場の方も利用しやすい、あるいは使いやすい、あるいはアクセスしやすいものであったり、建物であったり、場合によっては情報であったりということについての、総合的なものの考え方でございまして、当然肢体不自由の方に限定するものではございません。ただ、一つ一つの取組というのは、それぞれ、時には障害の方中心に対する取組（例えばユニバーサル映画上映など）でございます。例えば視覚障害の方向けに副音声付きの映画上映をするとか、あるいは聴覚障害の方向けの取組だとか、そういういろいろな角度からそれぞれのユニバーサルデザインというものの考え方が広まる社会にしていくための取組を、我々京都市としても少しずつ進めているところでございます。

障害関係は三つだったと思いますが、とりあえず以上、よろしく願います。

**【安藤座長】**

ありがとうございます。それでは、ほかの分野についてどうぞ。

**【児童家庭課】**

児童虐待の関係で委員の御質問がございました。資料につきましては、平成20年度の

虐待通告件数ということで824件を挙げさせていただいております。最新の数字で言いますと、つい先日公表させていただくことができました、21年度の相談通告件数につきましては878件となっております。これについても過去最高の件数ということで、御存じのように、子どもを取り巻く状況が非常に厳しい中で、本市においてもこういった虐待に関する相談通告件数というのが年々伸びております。こういった形でそのような通告があるかという状況の内訳を見ますと、京都市におきましては、これまでさまざまな形で虐待に関する早期発見等の対応の取組をしてきた関係も含めまして、内訳と致しましては、近隣、知人の方からの通報というのが878件のうち209件と一番多くあります。その次に福祉事務所、そして学校というような順序になっております。

そして次に、虐待のSOSの電話相談等の件数につきましても、御指摘のように、SOSの相談受付件数については1,358件となっておりますが、これにつきましては、平日の夜間、そして休日にそういった専用ダイヤルを設けて受付をしております。これにつきましては、多くが育児をされている母親等保護者の方から、育児不安、ノイローゼ等によって、このままでは虐待をしそうだというような御相談、そういった部分の件数も含めての相談件数という形でカウントしておりますので、先に申しました虐待に即つながるような虐待の事例として通告があった件数とは、別の形でカウントさせていただいているのでこのような差が出ております。この1,358件の中には、当然即虐待につながって通告された数字も含まれておりますが、数字としてはそのような状況でございます。以上です。

#### 【男女共同参画推進課】

二つ質問をいただいていたと思います。一つ目の1-4ページでございます男性相談についてですが、男性相談という言い方は一般的に使っておりまして、相談の中身は多岐にわたっております。こころの相談であるとか、夫婦間の問題、労働問題、人生問題、いろいろな問題について男性のみを対象にしたものでございます。平成17年に試行的に始めておりまして、好評であったため18年度から本格実施しております

二つ目は、予防としてのDV対策ということだったと思います。DV対策につきましては、資料の1-3ページ、1-4ページにDV防止センターを設置するなど支援が中心に書かれているため、実際予防としてどういうことをやっているのかという御質問ですが、具体的には、啓発冊子の配布であるとか、DVシンポジウム等を通じまして、DVに関する基本的な知識を身につけてもらうということをしています。また、最近デートDVという配偶者間ではないおつき合いをしている異性の方から暴力を振るわれるというケースも問題になってきておりまして、これは若いときからの対策が重要であり、例えば、学校の先生を対象にウィングス京都の職員や市の職員を派遣して講演をするとか、デートDVに特化した冊子を学校に配布するとかというような対策を現在とっているところでございます。

なお、男女共同参画推進課におきましては、新しいプランの平成22年度中の策定に向け、現在、審議会におきまして答申を審議していただいているところであり、昨年度、DVに関するDV部会を3回開催いたしました。その中におきましても、若年層を対象とした効果的な広報が重要であるというようなことを報告で受けており、新しいプランに盛り

込んでいければと考えております。以上でございます。

**【安藤座長】**

ありがとうございます。あと幾つかあったと思うのですが。私のメモでは、エイズについて、世界的にも増えているけども、先進国の中では日本だけが急増しているの、その辺の論拠や記述の仕方はどうかという質問があります。まだ時間がありますので、答えられるところから答えていただけたらと思います。

**【保健医療課】**

H I Vのことについての御指摘ございまして、世界での発生状況については、委員御指摘のとおり、開発途上国も先進国も含めて含めての増加ということが一つございます。それと日本におきましても、21年度の新規のH I V感染者・エイズ患者の新規報告数が1,428件ありまして、その中で即エイズを発症している方が3割という形になっております。エイズというのは、平均して8年あるいは数十年かけてエイズを発症するという症状が出るということでございますけれども、検査のときに判明するということがわかっております。また、京都市におきましても、平成18年からH I V感染者、あるいはエイズの方が20名を超えているという状況におきまして、急増するという中の表現をさせていただいたところでございます。

あともう一つ、御指摘がありました感染症等のところで新型インフルエンザというところの御指摘があったと思いますが、それについてもお答えをさせていただきます。新型インフルエンザについては対策本部を立ち上げまして、保健医療課も含めて全庁挙げて取組をしたものでございます。委員御指摘のとおり、初めは高病原性のインフルエンザということで大変な風評被害があり、京都市におきましても、第1号の患者が発生したときには大変な相談があったということで、今後につきましても正しい病気の普及啓発というのが必要になってくるかなと思っております。

最後の○の段落に感染症等についての理解と関心を深めてもらうということに記載してありますけれども、保健医療課としましても、みやこ健康安全ネットというところでその辺の情報がきちっと伝えられるような形において啓発を強化しているところでございます。

追加でございますけれども、世界のエイズの患者数というのは3,340万人という形になっております。多い地域につきましてはアフリカ、あるいは開発途上国というところで増えているということでございます。以上でございます。

**【安藤座長】**

杉原委員もおっしゃいましたように、私もアメリカから帰ってきたときに飛行機で消毒されて、私はその飛行機から降りられたのですが、7列目ぐらいから後ろの乗客は隔離されたらしいです。ですから、新しい状況になるとどこでも非常に過剰反応が起こりやすいのですが、もう時間もたっているし、京都としてはしかるべく対策を、少なくとも府内に港はあるけども空港はないから、その分は安全と思えますけれども、よろしくお願ひします。

### 【国際化推進室】

御指摘いただきました、昨年度までの京都市外国籍市民施策懇話会及び本年度新たに発足しました多文化施策懇話会のもち方についてでございますが、委員御指摘のとおり、本年度から発足しました新たな多文化施策懇話会については、施策の対象を国籍で区別をせず、広く外国にルーツを持つ日本国籍の方の問題についても取り入れて議論をしていくという趣旨でございます。それがきちんと伝わるような記述をということで今後留意したいというふうに思います。

それから、資料の1-13ページに掲げられております取組が、従来からの継続の中で、ニューカマーの施策に偏っているとの御指摘でしたけれども、今後の懇話会の議題の中で、オールドカマーの問題からニューカマーの問題に施策の重点を移すという趣旨ではございませんので、今後ともそのあたりの問題が、過去のこれまでの外国籍懇話会と比べて落ちるというふうなことはないように、きちんと両者に目配りをしながら、議題を設定し議論を進めてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願い致します。

### 【事務局】

あとその他といいますか、新たな人権課題ということで、刑を終えた人に対する理解も大事だという御指摘をいただいております。確かに犯罪被害者に対してだけでなしに刑を終えた方に対する理解も必要ということで、私どもで毎年「和い輪いワークショップ」というワークショップを通じて人権課題について勉強するという取組を、年4回テーマを決めて実施しているのですが、実はこの刑を終えた人に対するテーマについても、今年度テーマの一つに挙げております。ちなみに昨年度は犯罪被害者の方への理解をということで、それをテーマにしたワークショップを開催しております。

### 【安藤座長】

ありがとうございます。セクシャルマイノリティといってもいろいろなカテゴリーがあり、これはどこが担当されるのかわかりませんが、そういう意味で人権というのは、最後は個人レベルの問題ですので、康委員の御質問にもあったように、オールドカマーが日本国籍をとったらそこで終わりじゃなくて、その人はその人の問題がやっぱり続くんだから、そういうきめ細かい日常生活に直結する人権問題、自治体のレベルまでこないと我々も実感しにくいところなので、そういう意味で京都市も大変とは思いますが、引き続き頑張ってくださいと思います。

委員のほうから、今までのお答えに何か再度御質問があればどうぞ。

### 【坂元副座長】

1-4ページに関する先ほどの質問ですが、その「男性相談」というのは、男性のための一般相談という意味でお使いになっているのですかということで、そうであれば、かぎっこをつけないほうがいいと思います。女性のための一般相談に加え、「働く女性のこころの健康相談」や「男性相談」にすると、女性のための一般相談の中に、それに加えてまた別の男性相談があるように見えるので、その趣旨であれば、「『働く女性のこころの健康相談』、男性のための一般相談などの相談事業を行う」とかいった形にしないと、ち

よっと誤解されるという感じが致します。

**【男女共同参画推進課】**

了解致しました。

**【谷垣委員】**

先ほどはありがとうございました。詳しく御説明いただいて、児童相談所への通告相談件数がこうしてどんどん増えると、職員さんはほんまにたまったものやないと思いますね。その関係で見ますと、資料1-5ページの「子ども」の項目で、第2児童福祉センターの件が6月30日に発表されて、そういうことはありがたいのですが、とにかく相談件数がどんどん増える中で、厚生労働省の話を聞きますと、児童福祉司さんをまだ5.7万人に1人の割合で配置すると言っているようです。これもいつだったか、ちょっと聞いたことがありますけども、7万人に1人の配置の時代もあったし、それから最近では5.7万人に1人まで基準を変えてきたようですけども、とにかくこれで決して福祉司さんとか児童相談所の職員の仕事が落ちつくというものじゃないし、もっと何とかならんものかと考えていましたら、もう既に京都市さんのほうでは児童福祉司さんが41人おいでになるということで、計算すると大体3.5万人ぐらいに1人の割合で福祉司さんがおられることになります。これはもう日本一やなと思ってね、ちょっと僕も仲間とびっくりしていました。もしそうであれば、この虐待ケースへの対応もちょっとはゆっくり対応できると思います。

もう一つ、厚生労働省、これはほんまに腹が立つんですけども、虐待通告を受けたら、児童相談所は48時間以内に安全確認をするようにとかいろいろ言っているようですね。なんかもうひとつ厚生労働省も現場の苦しみを本当につかんでくれていないという感じがします。そんな中で、児童福祉司さんも京都市は日本で最高やと思います。あと神奈川県とか大阪府なんか4万人に1人に近い配置で取り組んでおられるようですけども、そんなところで、資料1-5ページにある第2児童福祉センターについては、最後のほうに出てくるコミセンの再利用だとのことですが、非常に先々と何か安心してこの資料を読ませてもらっていました。本当に御苦労さまです。

**【安藤座長】**

ありがとうございました。そのほかまたお気づきの点がございましたら、窓口はいつも開いていますので、人権文化推進課に直接いろいろな形で御連絡いただけたらと思います。

それでは、次の議題の、これは前々回から続いているのですが、京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会報告書を踏まえた見直し、これはある程度説明をいただいて、我々もコメントもしていますけども、さらにその後の状況について事務局から御説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは、事務局から説明させていただきます。特に新たな資料としては用意をしておりませんので、先ほどの事業計画の資料の1-11ページをご覧くださいませでしょうか。

平成21年3月に総点検委員会からいただきました報告書を踏まえまして、自立促進援助金制度の廃止、コミュニティセンターの平成22年度末での廃止決定、改良住宅の諸制度について公営住宅と同列の取扱制度への移行、京都市崇仁地区将来ビジョン検討委員会でのビジョン策定、市立浴場の入浴料金改定といった提言を受けた6項目すべてで改革・見直しに取り組んでいるところでございます。

22年度の主な取組についてでございますが、まず自立促進援助金制度の見直しにつきましては、5月末時点で奨学金の返還対象となった借受者合計1,404名の99%となります。1,390人の方との面談を終え、75人の方から返還又は返還の約束を受けております。しかしながら、今後とも返還を求めるべき借受者に対しましては、丁寧に手順を踏み、返還又は免除の進め方を進めていくこととしております。また、オープンな場で具体的な事務の取扱基準や基準適用の妥当性等を客観的にチェックしていただきます。第3回目の京都市奨学金等返還事務監理委員会をこの7月5日に開催しておりまして、滞納者に対する履行の指導ですとか法的措置の手順、さらに分納の取扱等につきまして御審議をいただいたところでございます。なお、本年4月27日付けで市民ウオッチャー京都から地域改善対策奨学金の返還に当たりまして、条例に基づき平成12年度以前分を一括免除したことに対しまして、裁量権の逸脱であり賠償請求を求める旨の住民訴訟が提起されております。これは既に住民監査請求において棄却された内容と同様の内容でございますけれども、本市と致しましては、本件免除の決定は条例の規定に基づいて適正に行ったものであることから、控訴してその適法性を主張しているところでございます。

次に、コミュニティセンターの転用につきましてでございます。本年3月26日に第1次分として5箇所分の（先ほども説明致しましたが）、第2児童福祉センター等への転用といった具体的な転用計画を策定するとともに、併せて第2次分と致しまして、残る10箇所の具体的な転用計画素案を公表して、改めて市民意見の募集、そして当該コミセンにおいては、御意見・御提案を直接いただく会を開催して、5月21日には募集結果を公表致しております。全15箇所のコミュニティセンターの転用計画の概要につきましては、【資料2】として添付しておりますので、また後ほど御参照いただきたいと思います。現在検討中の第2次分の転用計画につきましては、今月中を目途に策定をして公表したいと考えております。また、転用計画で掲げております貸館機能を中心にさまざまな市民活動を支援する施設につきましては、市民活動センター的な新たな公の施設をイメージしておりまして、その施設機能、事業内容等の概要案につきましても併せて策定、公表していきたいと考えております。今後は策定致しました転用計画に基づき、必要に応じて改めて地域への説明等を十分に行うとともに、9月市会で新たな施設の設置のための条例案を提案し、必要な施設の改修等を行うとともに、2月市会で指定管理者の指定議案を提出して、平成23年4月以降、生まれかわった施設として運営してまいりたいと考えております。なお、旧学習施設や保健所分室の施設につきましては、コミュニティセンターの転用検討と併せて全市的な観点から転用を検討しているところでございます。

次に、改良住宅の管理運営及び建替えでございますが、資料1-12ページでございます。既存の改良住宅につきましては、改良住宅だけの取組としてではなく、公営住宅等も含めた市営住宅全体として、新たに策定する京都市市営住宅ストック総合活用計画の中で適切な維持管理や長寿命化を図っていくこととしております。また、更新に当たりまして

は、単に建てかえるのではなく都心部等での住宅セーフティネット機能の充実に配慮することとしております。

次に、崇仁地区における環境改善につきましては、昨年度に設置致しました京都市崇仁地区将来ビジョン検討委員会におきまして、土地区画整理事業と住宅地区改良事業の合併施工による事業の早期完了と京都全体のまちづくりに貢献する新たな視点から、崇仁地区の将来ビジョンについて検討が進められてまいりました。本年4月には、「創造・交流にぎわいのまち・人と地域をつなぐまちづくり」をキーワードとする報告書、素案、骨子版が取りまとめられ、意見募集を実施の上、7月5日に最終報告書が市長に提出されたところでございます。

次に市立浴場等の地区施設についてでございますが、市立浴場は、平成18年度以降、13箇所を一括して指定管理者である京都市立浴場運営財団が運営しておりますが、23年度からの次期指定管理者の募集に当たりましては、募集要件の緩和を図り、民間の新規参入を促して競争性を高めるため、この13浴場を4分割して募集を行うほか、2年ごとの料金改定や予定価格の設定、地域福祉の向上に資するためのサービス向上策を定めることなどを募集要項に定め、6月21日から1箇月間募集を行っているところでございます。今後は選定委員会で選定のうえ、11月市会で指定管理者の指定議案を提出する予定となっております。

次の人権教育・啓発推進についてでございますが、市民に最も身近な地域の行政機関であり、さまざまな団体との協働や多様な交流が可能である区役所における区民啓発事業の充実や市民的感觉の新しい発想を取り入れ、市民・企業の自主的な行動を一層支援するため啓発活動補助金を増額するなど、効果的に人権教育啓発の取組を推進してまいります。

総点検委員会報告では、以上の6項目について改革・見直しの提言がなされておりましたが、それに基づく取組を行っているところでございますが、これ以外にもオープン、オーディナリー、行政の行政依存からの脱却という三つの視点から市政の刷新を求めています。これまでの同和行政における特別扱的なものも含め残滓を一掃するため、運動団体からの機関誌等購入部数の大幅な削減や同和問題にかかわる差別事象に関する要項の廃止、それから人権同和行政促進協議会からの脱退といった取組を進めてまいりました。一方で人権救済の取組として、個人情報不正な方法で取得されることによる人権侵害につながる事案の発生を防ぐとともに、不正に住民票等を取得された者の権利を保護するため、住民票等の不正取得に対する本人通知制度を創設して実施に向けた取組を現在進めているところでございます。

議題(2)の説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

#### 【安藤座長】

ありがとうございます。委員会の答申に基づいて、具体的な六つのテーマに分けて御説明いただきました。委員の方から御質問、御指摘がありましたらどうぞ。

#### 【栗本委員】

お配りいただきました【資料2】にあります、コミュニティセンター転用計画の記述に関して感想というか、私は大阪市在住で大阪市の人権文化センターという、恐らく京都でい

うコミュニティセンターに相当するものというような形で非常に大幅な転換が図られている中において、資料を拝見してちょっと思ったことなんです、第2次分の転用計画に、「貸館機能を中心に市民活動センター的なものに転換していく」というのが書かれていて、それは恐らく大阪と基本的に同じようなことなんです、久世とか辰巳とかの計画にただし書きで書いてありますけれども、「施設の立地条件等から広域的な利用が見込みがたいこともあり」という記載がありますよね。それはやはり地区の成立ちを考えれば、交通の便が不便なところにあるというのは大阪も同じで、それを今行政がどこもやはり効率とか採算とかというふうなことを厳しく求められて（それはもちろんそうなのですが）いく中で、この館の利用実態だけで数字で見ると、かなり厳しい状況になってしまって、ほかの生涯学習施設なんかと比べてときに、これは要らないのではないかという判断をしてしまうということが起こることが容易に予測できてしまうんですね。なので、おそらくもう御検討に入っているのかとは思いますが、転用していくときに、その施設のあり方の評価の基準みたいなものとか、転用されたものというのがどういうふうに機能していることを大事だと考えるのかみたいなものというビジョンも、併せてもっと明確に打ち出していくことが大事だと思います。ここにただし書きで書かれているということはそれを意味すると思うのですが、年数がたっていくと、ほかの施設なんかと単に利用率だけで比較されるようなことになってしまうと、どんどん厳しい状況に置かれてしまうだろうと思われまので、そういったことも見据えた対応が必要なのかなというふうに思っています。

それと私自身は、人権啓発の枠組みで恐らくここに座らせていただいているので、この大きいほうの冊子でも、同和問題のところだけ人権教育啓発の推進についての記載が、（ほかの項目は大体2行ぐらいで「人権啓発情報の記事を掲載する」と書いてあるのですが）6行ぐらいで詳しく書いてあるんですね。具体的にというか、市民の不信感ということが現状と課題のところにも記述されているわけですが、啓発というのがじゃあどういふところに力点を置いてやっていくのか、というのをかなり工夫というか検討というか、じゃあどういふ理解をしてもらおうのかということについて、結構しっかり詰める必要があるのかなというふうに思います。じゃあこうしたらいいのではないかというのを私が言えるわけではないので、本当に質問というよりは気になるなという話ですが、ぜひこれからも議論を深めていただきたいというふうなことでしか申し上げられないんですけども、啓発に際して、市民の不信感がまた変な意味で差別意識につながってしまわないような工夫というのは本当に大事ななというふうに思うので、啓発の取扱ということについては、またおいおい今後のこの懇話会などでも伺うことができるんだなあというふうに思いました。

#### 【安藤座長】

ありがとうございました。三つのオープン、オーディナリー、もう一つはちょっと長い表現がありましたけども、その中身をもう少し説明していただくことで今の御指摘にはかなりお答えになると思います。事務局からどうぞ。

#### 【事務局】

今座長から言っていただきました三つの視点、これは先ほども少し触れさせていただきましたけれども、一つ目は、オープンということで、これは開かれたという、これはやは

り行政の執行に当たっては、透明性というものが大事であるということです。これは今栗本委員が言われたように、やはり不信感という部分をきちっと正していく、払拭していくというためにも、当然オープンなスタンスでというのがすべての行政の中で必要になってくるだろうということでございます。

二つ目は、オーディナリーというのは、あらゆる意味で特別でないという用語でございます。これもいわゆる必要な施策は「普通の行政」として行っていくということで、あらゆる特別な扱いをしないでいこうということでございます。

三つ目は、行政の行政依存からの脱却ということで、これはちょっとわかりにくい表現なのですが、いわゆる行政はどうしても前例踏襲主義的な部分がありまして、あるいは国のほうで補助金とか、制度等の枠組みとかが決まっている中で、それを準用するだけではなく、そういったところを踏み越えて自治体としての施策を新たに展開する、そういった発想が必要だろうとか、あるいはこれまでの漫然として続けてきたというような体質等の部分も変えていく必要があるんじゃないかというような御指摘ございまして、これは繰返しになりますけれども、こと同和問題の解決に対する取組だけでなしに市政全般にわたってそうあるべきだということで、我々もそういうことを踏まえて見直していきたいというふうに思っております。

質問のほうの1点目の、コミュニティセンターの現在の状況・利用実態でございます。昨年の4月から貸館を中心にするという形になっておるんですけども、実は利用のほうは、昨年1年間で見ますと、前年比で4割ほどふえてございます。内訳を申し上げましても、従前のいわゆる地域の中の方が中心にというような使われ方から、その増えた分はほとんど地域外の方の御利用、新たな利用ということで増えてございます。ただ、今回の2次転用案等にも、一部の地域においては広域的な利用が見込みにくいという意味でいわゆる全体の効率性から見たときに、すべての部屋を貸館の部分として開けておく必要はないとしている地域もあります。ただ、施設自体には本館部分と学習施設の部分とがありますので、それらを全部開けるのではなくどちらかをニーズに応じたような形で開設していくと、といった趣旨で書いているところでございます。それともう一つは、評価の視点ですけども、今言いましたように、稼働率だけの問題ではなしに、今度新たな施設では、独自の事業を展開していきたいというふうに思っております。その地域に密着したような特色ある事業を今後各施設で展開していくということも想定しておりますので、そういった部分でも、今後の新たな施設の評価が出てくるかというふうに思っております。

それともう一つの人権啓発の部分で、繰返しになりますけれども、不信感を払拭するということが、これがやはり一番大事な観点であるというふうに思っております。そういった意味も含めまして、やはり啓発の仕方とか、力点の置き方という意味においても、これまでどうしても我々が、例えば、啓発事業あるいは職員の研修とかいうフレーズでも、どうも押しつけ的な感じの「こうあるべきだ」というような、そういった一方的な啓発のやり方というのが果たして本当に効果的であったかという思いもあります。そういう意味で、今回、総点検委員会でもありますように、市民の自発的ないろんな活動といったものを側面から支援していく、それをもっともっと広げていって交流とか理解を深めていこうというスタンスに立って、効果的にやっていきたいというふうに思っております。以上でございます。

### 【安藤座長】

ありがとうございます。先ほど押しつけということをおっしゃいましたけども、これはある意味で行政とか組織の宿命なのかもしれないです。先ほど老人のことをちょっと伺いましたけども、私が住んでいる都市では、これは政府の方針の力点の置き方の変化にもよるんでしょうけども、今非常に消極的なビジネスしかなく、介護、それも日帰りや家の人々が忙しく働いている間だけ預かるというものがめちゃくちゃ増えています。もちろんある要件を満たせば自治体から支援・援助金が出るのだろうけれども、これは難しいですが、実態をよく見ればまさに金もうけ主義で、扱う御老人の方を本当に考えているのかどうか、あるいは扱う資格があるのかどうか、それすらはっきりしないようなケースもあります。確かに行政ないし組織は基準を決めたら、それが一つの絶対命令ではないけども、大きな枠になってしまうので、個別ケースに応じた柔軟な適用が必要で、それは特に人権の観点からは、先ほども外国籍市民の話がありましたけども、同和地区のその事後処理にしても、やっぱりそういう地域の特性を十分配慮した、だから、一般市民から見たら、なるほどと素直にうなずけるような対応を考えていただくということが大事ではないかと思います。

まだ時間が多少ありますので、委員の方からもどうぞ。

### 【坂元副座長】

また表現のことで恐縮なのですが、たまたま大阪市の人権推進協議会の仕事をしておりまして、人権ナビゲーションというものを策定したわけですけれども、ナビゲーションという言葉自体、なかなか一般の市民の方にはわかりづらいということで、そこにおいては、わかりにくい言葉はすべてちゃんと説明をするように致しまして、大阪市の受け手の側にきっちり届くようにということを致しております。

今日、1-12ページの同和問題に記載されている「都市部等での住宅セーフティネット機能」とかいう用語は、事業計画自体が市民向けの文章ではないかもしれませんが、あるいはホームページでこういうものを出すとかというような場合には、もう少しわかりやすい表現とし、市役所内部では意味はわかるかもしれないのですが、一般市民にはちょっとわかりづらいというような表現はできるだけ避けるということ、それを心がけていただければいいのではないかなという感じが致します。つまらないことですが、その点にちょっと気づきました。

### 【栗本委員】

たびたびすみません。先ほども申し上げたように、人権啓発というところから気になったということを申し上げたいのですが、この冊子そのものもいわゆる個別の人権課題、女性、子ども、高齢者というふうに書かれていて、また人権啓発の講座なんかも子どもの人権について知ろうみたいな、いわゆる課題別というか、〇〇問題ということについてのアプローチというのが非常に多いのですが、もう少し横断的なのというか、先ほど座長もおっしゃられたように、人権は最終的には個人レベルの問題であり、そのときに何を原則・基準として判断していくのか。先ほども障害者のところで出たような合理的配慮ということと特別扱いはじゃあ一体何が違うのかとか、そういうふうなことについての意識を育てるというのが、長い目を見たときに、人権意識とか人権文化というものはぐくむ上では大

事では思います。

私が大阪府のほうでかかわっている人権啓発教材づくりは、4年前から人権概念を切り口とした教材づくりをしようというもので、年度ごとに多様性ということを取り上げたり、差別と平等ということを取り上げたり、本年度は社会的抑圧、一般的に多数派と少数派の間で必ず抑圧が起こってしまうとか、そういうふうなことを取り上げることで、その中で、例えば、この問題の場合だったらこういうふうにあらわれているよねというふうに見ていけるようになる、というようなアプローチも結構大事ではないかなと思っています。そういうことも含めて人権啓発を京都市としてどういうふうな観点で進めていこうかなというものが、私とその啓発の立場だからというのものもあるのですが、個別の課題のところでこういう冊子で啓発に努めますということではなくて、逆にその啓発の観点から見たときに、全体的にいろいろな人権課題があるものをどんなふうに市民に知らせていこうとするのかという点が大事です。その市民が百科事典とか辞書みたいにあらゆる人権課題についての知識を網羅的に学ぶということは恐らく無理ですし、そんなことを期待するのが啓発の目指すところではないと思うので、そういった点が大事かなと思います。

市民に対してだけではなくて、これも以前のこの会議でも申し上げたと思うのですが、人権啓発といったときに、国際的にも最重要課題というか、重点対象となっているのは公務員なんですね、真っ先に。それでいうと、この冊子をずっと拝見したときに、人事に関する部署の取組を見ると、やはり障害者を雇用しようとかといったようなアプローチで、公務員の方々の場合は、特に人権意識というのを市民と同じように高めようというだけではなくて、やはり強い言葉で言えば、公権力を行使する立場にある者の責任として人権というものをどう引き受けるのか、市民対象のわかりやすく優しいところとか思いやりとかというふうなものではなくて、もっと権利とか責任とかというふうなことについての職員対象の啓発というものはより必要になってくるだろうなというふうに思うので、私の立場からは、またぜひ懇話会の中心的に取り上げるテーマの中で、啓発を切り口にしたような御説明とかがいただけると、全体像が把握しやすくなってありがたいなというふうに感じました。

#### 【安藤座長】

今の御発言に関連して、私は地域でいろいろ仕事を引き受けさせられるのですが、いろいろな委員としての率直な感じで、差別の問題について、具体的な例をずっと掘り下げて、これは児童虐待でもいいのですが、この問題をどう解決しようかなというところへいくと、一般性のある問題が見えてくるということがあります。今の御発言は、要するに我々は個別の事例をいろいろ聞かせていただいて、それに対するコメントはできるのですが、もうそれは当然の前提というか、大枠のところでは決まっているから今さらつけ加える必要はないと言われればそうなのでしょうけども、通常の市民から見て、人権の核みたいな（私は、自分個人としては、一人一人の持っているいろんな可能性をできるだけ伸ばす、その障害を取り除くのが人権というか、ですから、生まれ、育ち、国籍等々による、男女差もちろん、あなたは男だからこう、女だからこうという、そういうものが一番いけないので、要するに一人一人の特性を見て、それを伸ばすためにどんな障害があるか、それをどうやって排除していくかが大事だと思います）あらゆる人権問題に共通の一般性というか、そ

ういうものを一般市民はもちろんですけども、少なくとも公務員の方は具体的な政策を考えられる際の大前提として、はっきりさせる努力がやっぱり啓発課の大事な仕事ではないかと思えます。委員会としても、あるいは懇話会としても、そういうことを自由に話し合う機会もあっていいのではないかなと、常々感じていることをちょっと申し添えたいと思えます。

それから、安田委員の御指摘にもあった過激な風俗店もそうです。これは京都府の会合で私も申し上げていて、具体的にいろいろ書物、雑誌等売っているところとは別のコーナーにするとかいった件は、京都市の場合は特に問題とされてないわけですか。普通の人から通行人から見えるような場所で、雑誌のことでなくて、そういう過激なセックスを売り物にするような、あるいは商品にするようなことが、子どもがそれほど問題なしに触れられるような状況でなされているということに対してです。

#### 【事務局】

京都市はそういう面で青少年対策として取組はしておりますが、京都府の青少年の条例は京都市も含んだ形で実施されていますので、そういう意味でいくと、京都市を除く府下の市町村と京都市というのは全く同じ扱いになっているという状況でございます。

それから、性風俗についても同じで、これは京都府でもさらに条例を厳しくするという動きも最近ございますので、一定、特に木屋町付近については、これから新たな店が出てくるということではなくて、それから今、案内所とかという、ちょっと規則から外れているような部分についても取締対象にするということでございますので、徐々にですけども、現在ある規制というのがかなり厳しいこともあり、改善されてくるというふうには私どもも思っております。そういう意味で、府との会議なんかにも京都市も入って一緒にやってきましたので、ちょっと時間がかかるかもわかりませんが、改善されるものというふうに思っております。

#### 【安藤座長】

京都府とは府下全体の共通基準で、京都市内では京都市が実施をするという意味ですか。

#### 【事務局】

京都市がということではなくて、府の条例をそのまま市内にも適用しております。また、実際に何か動きがある場合は、警察のほうの動きになりますので、京都市が単独でということはありません、どちらも府警がやるということです。

#### 【安藤座長】

それでは、またいろいろ御意見もあるかと思えますけれども、何回も申し上げますけれども、個別に市のほうへ御連絡、Eメールでもファックスでも電話でもいただけたらと思えます。それでは、とりあえず市のほうへマイクをお返しいたします。

**【事務局】**

安藤座長，議事進行ありがとうございました。

本日は，貴重な御意見，御指摘をいただきまして本当にありがとうございました。特に最後のほうで人権啓発のあり方とか，あるいは行政用語，こういったものを我々はわかりにくい形で使っているのですが，こういったことをきっちりと知らせていくようなスタンスがやっぱり大事になってくるというふうに思っております。

本日いただきました御意見につきましては，引き続き本市の人権行政の推進，施策の見直しに生かしていきたいというふうに考えておりますので，よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは，本日の第9回目となります人権文化推進懇話会につきましては以上で終了させていただきます。本日は本当にお忙しい中，長時間まことにありがとうございました。

**【安藤座長】**

次回の懇話会はどういうテーマでいつ頃の開催となりますか。

**【事務局】**

例年はこの時期と3月ごろに開催しております。詳細についてはあらためてご連絡させていただきます。

(終了，閉会)